⑶　文部科学省における一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、建築一式工事において1,140点以上、電気工事において850点以上、管工事において850点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成23年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

⑹　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の研究・実験施設、校舎又は庁舎について、新営工事で、地下１階・地上３階建以上かつ延べ面積6,000㎡以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る）。

⑺　次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成12年度以降に、上記⑹に掲げる同種工事の経験を有するものであること。

③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑻　次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること（なお、同じ技術者が複数の役割および分野を担当することを妨げるものではない。）。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑾　警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次のア及びイの要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　下記⑶の施工計画が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　評価方法　評価方法については、加算方式（試行）を適用する。加算方式（試行）とは、応札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、施工計画等の各評価項目の合計である「技術評価点」を合算した「評価値」を算出し、「評価値」が最も高い者を落札者とする方式である。

②　価格評価点　価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に、100点を乗じて得た値とする。

・価格評価点＝100×（１－入札価格／予定価格）

③　技術評価点　各評価項目に対する点数の算出方法は、下記⑶①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計が最高の者に30点を与える。次順位以降の応札者には、最高の得点に対するそれぞれ得られた得点の割合に応じて技術評価点の配点を行う。

④　評価値　評価値は、前述された価格評価点と技術評価点の和とする。

⑤　下記⑶①及び②において「不適切／欠格」の評価を受けた入札参加希望者については入札の参加は認められない。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　企業の技術力

ア　施工計画　※１

・施工上配慮すべき事項

・配置予定技術者の実績と、当該工事で有効に活かせると考えられる経験

イ　企業の施工能力

・同種工事の施工実績

・工事成績　※２

ウ　配置予定技術者の能力

・同種工事の施工経験

②　企業の信頼性・社会性

エ　品質マネジメント及び環境マネジメント

・ＩＳＯ9000・ＩＳＯ14000シリーズの取組状況

※１　提出された資料について不明な事項、確認が必要と本学が判断した事項等について、文書等で確認を行う事がある。

※２　参加者が外国企業である場合は、別途個別協議のうえ工事成績に係る評価得点を判定する。下記４⑴に問い合わせること。

⑷　受注者の責により、採用された「施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒113―0033 東京都文京区本郷五丁目24番５号　角川本郷ビル８階　国立大学法人東京大学本部施設企画課予算・契約チーム　電話03―5841―2209

⑵　入札説明書等の交付期間及び場所　平成27年８月７日から平成27年８月24日まで、東京大学施設部ホームページにて交付する。
（http://www.u-tokyo.ac.jp/fac01/b07_07_03_j.html）

⑶　申請書の提出期間、場所及び方法　平成27年８月７日から平成27年８月24日まで（土曜、日曜、８月13日及び８月14日を除く毎日、10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで）、上記（１）に持参又は郵送（書留郵便、平成27年８月24日必着に限る。）すること。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法　入札説明書による。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は平成27年９月30日10時00分から13時00分までの間に、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、持参又は郵送による入札の受領期限は、平成27年９月30日13時00分（必着）とする。開札は、平成27年９月30日15時00分、東京大学施設部会議室において行う。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、その証券を提出する場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。